

号外第19（令和2年12月25日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横 浜 市 報</h1>	発行所
	横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

	頁
[条例]	
△ 横浜市手数料条例の一部を改正する条例【健康福祉局食品衛生課】	2
△ 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例【市民局市民協働推進課】	5
△ 横浜市公会堂条例の一部を改正する条例【市民局地域施設課】	6
△ 横浜市食肉衛生検査所条例の一部を改正する条例【健康福祉局食肉衛生検査所】	7
△ 横浜市下水道条例の一部を改正する条例【道路局河川管理課】	9
△ 横浜市公園条例の一部を改正する条例【環境創造局公園緑地管理課】	11
△ 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	13
△ 横浜市道路占用料条例の一部を改正する条例【道路局管理課】	17
△ 横浜市河川占用料条例の一部を改正する条例【道路局河川管理課】	20
△ 横浜市港湾施設条例の一部を改正する条例【港湾局管財第一課】	22
△ 横浜市水道条例の一部を改正する条例【水道局経営企画課】	24
△ 横浜市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局健康教育課】	29

条例

横浜市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第43号

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第33号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、同号アを次のように改める。

ア 飲食店営業

(ア) 自動車を利用して行う

営業 1件につき 16,000円

(イ) (ア)以外の営業 同 18,000円

第2条第33号イ中「喫茶店営業」を「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業」に改め、同号ウ中「菓子製造業」を「食肉販売業」に、「16,000円」を「11,000円」に改め、同号エを次のように改める。

エ 魚介類販売業

(ア) 自動車を利用して行う

営業 同 9,600円

(イ) (ア)以外の営業 同 11,000円

第2条第33号オ中「アイスクリーム類製造業」を「魚介類競り売り営業」に、「16,000円」を「23,000円」に改め、同号カ中「乳処理業」を「集乳業」に、「23,000円」を「11,000円」に改め、同号キ中「特別牛乳搾取処理業」を「乳処理業」に改め、同号ク中「乳製品製造業」を「特別牛乳搾取処理業」に改め、同号ケを次のように改める。

ケ 食肉処理業

(ア) 自動車を利用して行う

営業 同 21,000円

(イ) (ア)以外の営業 同 23,000円

第2条第33号コ中「乳類販売業」を「食品の放射線照射業」に、「11,000円」を「23,000円」に改め、同号サを次のように改める。

サ 菓子製造業

(ア) 自動車を利用して行う

営業 同 14,000円

(イ) (ア)以外の営業 同 16,000 円
 第2条第33号シ中「食肉販売業」を「アイスクリーム類製造業」に、「11,000 円」を「16,000 円」に改め、同号ス中「食肉製品製造業」を「乳製品製造業」に改め、同号セ中「魚介類販売業」を「清涼飲料水製造業」に、「11,000 円」を「23,000 円」に改め、同号ソ中「魚介類せり売営業」を「食肉製品製造業」に改め、同号タ中「魚肉ねり製品製造業」を「水産製品製造業」に改め、同号チ中「食品の冷凍又は冷蔵業」を「冰雪製造業」に改め、同号ツ中「食品の放射線照射業」を「液卵製造業」に、「23,000 円」を「16,000 円」に改め、同号テ中「清涼飲料水製造業」を「食用油脂製造業」に改め、同号ト中「乳酸菌飲料製造業」を「みそ又はしょうゆ製造業」に、「16,000 円」を「18,000 円」に改め、同号ナ中「冰雪製造業」を「酒類製造業」に、「23,000 円」を「18,000 円」に改め、同号ニ中「冰雪販売業」を「豆腐製造業」に改め、同号ヌ中「食用油脂製造業」を「納豆製造業」に、「23,000 円」を「16,000 円」に改め、同号ネ中「マーガリン又はショートニング製造業」を「麺類製造業」に、「23,000 円」を「16,000 円」に改め、同号ノ中「みそ製造業」を「そうざい製造業」に、「18,000 円」を「23,000 円」に改め、同号ハ中「^{しょう}油製造業」を「複合型そうざい製造業」に、「18,000 円」を「23,000 円」に改め、同号ヒ中「ソース類製造業」を「冷凍食品製造業」に、「18,000 円」を「23,000 円」に改め、同号フ中「酒類製造業」を「複合型冷凍食品製造業」に、「18,000 円」を「23,000 円」に改め、同号ヘ中「豆腐製造業」を「漬物製造業」に改め、同号ホ中「納豆製造業」を「密封包装食品製造業」に、「16,000 円」を「23,000 円」に改め、同号マ中「めん類製造業」を「食品の小分け業」に改め、同号ミ中「そうざい製造業」を「添加物製造業」に改め、同号ム及びメを削り、同号の次に次の1号を加える。

(33)の2 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第17条第2項の規定に基づく適合施設認定申請手数料

ア 現地調査を要する施設	同	20,900 円
イ 現地調査を要しない施設	同	10,400 円

第2条第36号から第38号までを次のように改める。

(36)から(38)まで 削除

第2条第41号を次のように改める。

(41) 削除

第2条第42号中「1件につき」を「同」に改め、同条第44号を

次のように改める。

(44) 削除

第2条第45号中「1件につき」を「同」に改める。

第2条 横浜市手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第33号ア(ア)及び(イ)を次のように改める。

(ア) 臨時的な行事において

屋台、テント等を利用して行う営業

1件につき

4,000 円

(イ) 自動車を利用して行う

営業

同

16,000 円

第2条第33号アに次のように加える。

(ウ) (ア)及び(イ)以外の営業

同

18,000 円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第1条中第2条第33号の次に1号を加える改正規定並びに同条第41号、第42号、第44号及び第45号の改正規定並びに附則第3項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の横浜市手数料条例（以下「新条例」という。）第2条第33号の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 新条例第2条第33号の2の規定は、第1条中第2条第33号の次に1号を加える改正規定の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

4 魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例（令和2年神奈川県条例第42号）附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされた同条例第1条の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第42号）第3条第1項の規定に基づく許可の更新の申請に係る手数料については、第1条の規定による改正前の横浜市手数料条例第2条第37号イの規定は、なおその効力を有する。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

横浜市 市長 林 文 子

横浜市条例第44号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成24年6月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号を次のように改める。

(2) 削除

第4条第1項第10号中「第2号及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第6条第1号イ中「認定特定非営利活動法人」を「法第44条第1項の認定を受けた特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人」という。）」に改める。

第9条第3項中「第2号及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第17条第1項中「（第2号（第4条第1項第2号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市公会堂条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第45号

横浜市公会堂条例の一部を改正する条例

横浜市公会堂条例（昭和28年3月横浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第5横浜市港南公会堂の項中

「	「	を	」	に改める。
2,500	3,000		3,100	3,720
5,000	6,000		6,200	7,440
」	」		」	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（適用）

2 この条例による改正後の横浜市公会堂条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。

横浜市食肉衛生検査所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第46号

横浜市食肉衛生検査所条例の一部を改正する条例

横浜市食肉衛生検査所条例（昭和36年11月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「規定する獣畜」の次に「（以下「獣畜」という。）食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第2条第1号に規定する食鳥」を加える。

第4条第1項を次のように改める。

検査所は、次の各号に掲げる業務を行う場合は、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) と畜場法第14条第1項から第4項までの規定による検査次に掲げる獣畜の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 健康な獣畜 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 生後1年以上の牛 1頭につき 600円

(イ) 馬 1頭につき 600円

(ウ) 生後1年未満の牛 1頭につき 300円

(エ) 豚 1頭につき 300円

(オ) めん羊及び山羊 1頭につき 150円

イ 疾病を有していると認められる獣畜又はと畜場法第13条第1項第2号若しくは第3号に該当する獣畜 1頭につき 1,500円

(2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第1項から第3項までの規定による検査 1羽につき 5円

(3) 依頼により行う前条の試験又は検査 1件につき 2,000円
以内で規則で定める額

(4) 依頼により行う前条の研究又は調査 1件につき 10,000円
以内で規則で定める額

第4条第2項中「試験、検査、研究及び調査に使用する材料または」を「材料を使用し、又は」に、「前項」を「前項第3号及び第4号」に改める。

第5条中第2項を第3項とし、同条第1項中「手数料」を「前条第1項第3号及び第4号に掲げる業務に係る手数料」に改め、同項ただし書中「各号の一」を「いずれか」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

前条第1項第1号及び第2号に掲げる業務に係る手数料は、後

納とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第47号

横浜市下水道条例の一部を改正する条例

横浜市下水道条例（昭和48年6月横浜市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

250円	を	260円	に、
970円		1,000円	

3,000円	を	3,100円	に、
--------	---	--------	----

6,300円	を	6,400円	に、
2,700円		2,800円	

6,000円	を	6,100円	に、
270円		280円	
5,400円		5,500円	
110円		120円	
160円		170円	
240円		250円	

490円	を	500円	に、
650円		660円	
1,100円		1,200円	
1,600円		1,700円	

360円	を	380円	に改める。
1,200円		1,300円	
5,400円		5,500円	
5,400円		5,500円	
14,400円		16,800円	

5,400円

5,500円

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市下水道条例別表第3の規定による占用料を納付している者の占用料については、当該納付した占用料に係る占用の期間に限り、この条例による改正後の横浜市下水道条例別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

横浜市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第48号

横浜市公園条例の一部を改正する条例

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1号イの表中

3,000円	を	3,100円	に、
「		「	
」		」	

6,300円	を	6,400円	に、
2,700円		2,800円	
「		「	
」		」	

6,000円	を	6,100円	に、
270円		280円	
5,400円		5,500円	
27円		28円	
16円		17円	
5,400円		5,500円	
110円		120円	
160円		170円	
240円		250円	
「			
」		」	

490円	を	500円	に、
650円		660円	
1,100円		1,200円	
1,600円		1,700円	
「		「	
」		」	

1,230円	を	1,270円	に、
「		「	
」		」	

2,450円	を	2,540円	に、
「		「	
」		」	

「		「	
---	--	---	--

5,400円
450円
1,200円

を

5,500円
470円
1,400円

に、

」

」

「

610円

を

630円

に改める。

」

」

別表第2の2中

「

長浜野口記念公園（集会施設に限る。）

を

」

「

長浜野口記念公園（集会施設に限る。）
金沢八景権現山公園

に改める。

」

附 則

（ 施 行 期 日 ）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第2の2の改正規定は規則で定める日から施行する。

（ 準 備 行 為 ）

- 2 この条例による改正後の横浜市公園条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく金沢八景権現山公園を供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（ 経 過 措 置 ）

- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市公園条例別表第2第1号イの規定による使用料を納付している者の使用料については、当該納付した使用料に係る使用の期間に限り、新条例別表第2第1号イの規定にかかわらず、なお従前の例による。

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第49号

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第2北仲通北再開発等促進地区地区整備計画区域の項中

「

A-1 地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム 5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所 6 法別表第2(と)項第3号に掲げる工場 7 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。） 8 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの
A-2 地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 1階又は2階を住居の用に供するもの（1階又は2階の住居の用に供する部分の全部又は一部が住戸又は住室の部分であるものに限る。） 2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所 3 法別表第2(と)項第3号に掲げる工場 4 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。） 5 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの

」

を
「

	<ol style="list-style-type: none"> 1 1階又は2階を住居の用に供するもの（1階又は2階の住居の用に供する部分の全部又は一部が住戸又は住室の部分であるものに限る。） 2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売
--	--

A—1・2地区	所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所 3 法別表第2(と)項第3号に掲げる工場 4 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。） 5 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの
---------	---

に改める。

別表第4北仲通北再開発等促進地区地区整備計画区域の項中

A—1地区	横浜都心機能誘導地区建築条例（平成17年12月横浜市条例第116号）別表第2第2項に掲げる用途（以下この項において「学校等の用途」という。）に供する建築物又は学校等の用途に供する部分を含む建築物の当該学校等の用途に供する部分の容積率の最低限度は、10分の40とする。
A—2地区	学校等の用途に供する建築物又は学校等の用途に供する部分を含む建築物の当該学校等の用途に供する部分の容積率の最低限度は、10分の5.5とする。

を

A—1・2地区	横浜都心機能誘導地区建築条例（平成17年12月横浜市条例第116号）別表第2第2項に掲げる用途（以下この項において「学校等の用途」という。）に供する建築物又は学校等の用途に供する部分を含む建築物の当該学校等の用途に供する部分の容積率の最低限度は
---------	--

、10分の30とする。

に改める。

別表第6 北仲通北再開発等促進地区地区整備計画区域の項及び別表第7 北仲通北再開発等促進地区地区整備計画区域の項中

「A—1地区

A—2地区」を

「A—1・2地区」に改める。

別表第8 北仲通北再開発等促進地区地区整備計画区域の項中

「

A—1地区	1 次号に該当しない場合にあつては、31メートル 2 敷地内に、200平方メートル以上の水平投影面積を有する日常一般に開放された空地（計画図に示す水際線プロムナード1を含む。）を有する場合にあつては、45メートル
A—2地区	1 次号に該当しない場合にあつては、31メートル 2 次に掲げる条件に該当する場合にあつては、150メートル (1) 建築物の建蔽率が10分の8以下であること。 (2) 建築物の高さ31メートルを超える部分の外壁又はこれに代わる柱の面からの水平距離が、都市計画道路3・1・7号栄本町線の道路境界線までにあつては15メートル以上、計画図に示す区画道路（以下この項において「区画道路」という。）の道路境界線までにあつては10メートル以上であること。 (3) 建築物の高さ31メートルを超える部分の外壁又はこれに代わる柱の面から埋立法線までの水平距離が、20メートル以上であること。

を
「

1 次号に該当しない場合にあつては、

<p>A—1・2地区</p>	<p>31メートル</p> <p>2 次に掲げる条件に該当する場合には、計画図に示す区域アにおいては150メートル、区域イにおいては45メートル</p> <p>(1) 建築物の建蔽率が10分の8以下であること。</p> <p>(2) 敷地内に、200平方メートル以上の水平投影面積を有する日常一般に開放された空地（計画図に示す水際線プロムナード1を含む。）を有すること。</p>
----------------	---

」

に改める。

別表第12北仲通北再開発等促進地区地区整備計画区域の項及び別表第13北仲通北再開発等促進地区地区整備計画区域の項中

「A—1地区

A—2地区」を

「A—1・2地区」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第50号

横浜市道路占用料条例の一部を改正する条例

横浜市道路占用料条例（昭和32年3月横浜市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

3,000円

」を「

3,100円

」に、

「

6,300円
2,700円

」を「

6,400円
2,800円

」に、

「

6,000円
270円
27円
16円

」を「

6,100円
280円
28円
17円

」に、

「

1,600円
5,400円

」を「

1,700円
5,500円

」に、

「

12,000円
5,400円
110円
160円
240円

」を「

14,000円
5,500円
120円
170円
250円

」に、

「

490円
650円
1,100円
1,600円

」を「

500円
660円
1,200円
1,700円

」に、

「

--

」を「

--

」に、

5,400円

を

5,500円

に、

5,800円
3,500円
5,400円
120円
1,200円
1,200円
12,000円

を

6,800円
4,100円
5,500円
140円
1,400円
1,400円
14,000円

に、

120円
1,200円
120円
1,200円
12,000円
5,800円
5,400円
Aに0.034を
乗じて得た額
1,200円
540円
Aに0.013を
乗じて得た額
Aに0.024を
乗じて得た額

を

140円
1,400円
140円
1,400円
14,000円
6,800円
5,500円
Aに0.033を
乗じて得た額
1,400円
550円
Aに0.011を
乗じて得た額
Aに0.023を
乗じて得た額

に、

Aに0.034を
乗じて得た額
Aに0.013を
乗じて得た額
Aに0.009を
乗じて得た額
Aに0.024を
乗じて得た額
Aに0.009を
乗じて得た額

Aに0.033を
乗じて得た額
Aに0.011を
乗じて得た額
Aに0.008を
乗じて得た額
Aに0.023を
乗じて得た額
Aに0.008を
乗じて得た額

Aに0.013を 乗じて得た額
Aに0.024を 乗じて得た額
Aに0.034を 乗じて得た額
Aに0.034を 乗じて得た額
Aに0.013を 乗じて得た額
Aに0.024を 乗じて得た額
Aに0.034を 乗じて得た額

を

Aに0.011を 乗じて得た額
Aに0.023を 乗じて得た額
Aに0.033を 乗じて得た額
Aに0.033を 乗じて得た額
Aに0.011を 乗じて得た額
Aに0.023を 乗じて得た額
Aに0.033を 乗じて得た額

に改める。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市道路占用料条例別表の規定による占用料を納付している者の占用料については、当該納付した占用料に係る占用の期間に限り、この条例による改正後の横浜市道路占用料条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

横浜市河川占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第51号

横浜市河川占用料条例の一部を改正する条例

横浜市河川占用料条例（平成12年3月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中

250円	を	260円	に、
970円		1,000円	

3,000円	を	3,100円	に、
--------	---	--------	----

6,300円	を	6,400円	に、
2,700円		2,800円	

6,000円	を	6,100円	に、
270円		280円	
5,400円		5,500円	
110円		120円	
160円		170円	
240円		250円	

490円	を	500円	に、
650円		660円	
1,100円		1,200円	
1,600円		1,700円	

360円	を	380円	に改める。
1,200円		1,300円	
5,400円		5,500円	
5,400円		5,500円	
14,400円		16,800円	

5,400円

5,500円

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市河川占用料条例別表の規定による占用料を納付している者の占用料については、当該納付した占用料に係る占用の期間に限り、この条例による改正後の横浜市河川占用料条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

横浜市港湾施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第52号

横浜市港湾施設条例の一部を改正する条例

横浜市港湾施設条例（平成30年10月横浜市条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1号の表中

「

3,000円

」を「

3,100円

」に、

「

6,300円
2,700円

」を「

6,400円
2,800円

」に、

「

6,000円
270円
27円
16円

」を「

6,100円
280円
28円
17円

」に、

「

1,600円
5,400円

」を「

1,700円
5,500円

」に、

「

12,000円
5,400円

」を「

14,000円
5,500円

」に改め、同表第2号の表中

「

110円
160円
240円

」を「

120円
170円
250円

」に、

「

490円
650円
1,100円
1,600円

」を「

500円
660円
1,200円
1,700円

」に改め、同表第3号の表中

120円	を	140円	に改め、同表第4号の表中
1,200円		1,400円	
120円		140円	
1,200円		1,400円	
5,800円		6,800円	

5,400円	を	5,500円	に、
--------	---	--------	----

120円	を	140円	に改める。
1,200円		1,400円	

附 則

(施 行 期 日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経 過 措 置)

2 この条例による改正後の横浜市港湾施設条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

横浜市水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第53号

横浜市水道条例の一部を改正する条例

横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2号を加える。

(10) 使用者 給水装置の使用者をいう。

(11) 所有者 給水装置の所有者をいう。

第5条第1号を次のように改める。

(1) 一般用 次号に掲げる用途以外の用に使用するもの

第5条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第7条第1項中「給水装置の使用（以下「使用者」という。）」を「使用者又は当該共同住宅を所有し、若しくは経営する者（以下「共同住宅所有者等」という。）」に、「当該共同住宅の所有者又は経営者」を「共同住宅所有者等」に改め、「使用者」の次に「又は共同住宅所有者等若しくはその委任を受けた者」を加える。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第9条第1項中「第16条の2第3項」を「第16条の2第3項ただし書」に改める。

第17条第2項第2号中「検査」の次に「、取替え」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) メーターの点検、検査、取替え又は修繕を妨げる行為をしないこと。

第17条第3項中「前項第1号または第2号」を「第1項又は前項第1号から第3号まで」に、「汚染防止または障害除去のための」を「汚染又は漏水の防止、障害の除去その他の」に、「とる」を「執る」に改める。

第19条中「管理者が施行する」を削り、「は、」の次に「当該異議は」を、「責任」の次に「において処理するもの」を加える。

第20条第1項を次のように改める。

管理者は、非常災害、水道施設の損傷、その他やむを得ない事情がある場合を除き、給水を制限し、又は停止しないものとする。

。

第22条第1項本文中「または」を「又は」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条第3項中「呼び径（計量能力により段階分け

したメーターを、その接続端の概略寸法で表した呼び方をいう。以下同じ。)」を「口径」に改め、「は、」の次に「管理者が別に定める基準に従い、」を加える。

第23条中「、代理人または」を「又は」に、「各号の一」を「いずれか」に、「すみやか」を「速やか」に改める。

第24条第2項中「私設消火せん」を「私設消火栓」に、「立会がなければ」を「立会いの上、使用しなければ」に改める。

第25条第2項中「料金」の次に「を総代人が納付しないとき」を加える。

第26条及び第27条を次のように改める。

(料金)

第26条 料金は、使用期間1月につき、次の表に掲げる専用給水装置の用途及びメーターの口径の区分に応じ、同表に掲げる基本料金の額と従量料金の額との合計額に1.1を乗じて得た額とし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、使用期間が1月に満たない場合は、これを1月とみなす。

専用給水装置の用途及びメーターの口径	基本料金	従量料金(1立方メートルにつき)							
		使用水量8立方メートルまでの分	使用水量8立方メートルを超え10立方メートルまでの分	使用水量10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	使用水量20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	使用水量30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	使用水量50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	使用水量100立方メートルを超え300立方メートルまでの分	使用水量300立方メートルを超え1,000立方メートルを超える分
13ミリメートル	840円	4円	48円	177円	253円	301円	327円	358円	413円
20ミリメートル	845円								
25ミリメートル	850円								
40ミリメートル	10,150円				25円				

一般用	50ミリメートル	10,500円	20円	329円	364円	419円	463円
	75ミリメートル	10,900円	15円				
	100ミリメートル	12,000円	10円				
	150ミリメートル	30,000円	30円				
	200ミリメートル	42,000円	20円				
	250ミリメートル	52,000円	10円				
公衆浴場用	850円	4円	42円				

2 共同住宅において、1個のメーターを2戸以上で一般用（日常生活の用に使用するものに限る。以下「一般生活用」という。）として使用する場合は、使用者又は総代理人の申請により、当該共同住宅の総使用水量を当該共同住宅における申請に係る戸数（以下「申請戸数」という。）で除して得た水量（以下「平均水量」という。）を基礎とし、設置されているメーターの口径に応じて前項の表に定めるところにより、当該申請戸数1戸ずつにつきそれぞれ算定した額の合計額とする。この場合において、設置されているメーターの口径が25ミリメートル以上のときは、当該口径を20ミリメートルとみなして算定する。

3 前項の場合において、平均水量に1未満の端数があるときは、当該総使用水量から、平均水量の1未満の端数を切り捨てた数（以下「調整平均水量」という。）に当該申請戸数を乗じて得た数を控除し、これにより得た数に相当する戸数分にあつては調整平均水量に1を加えた数を、それ以外の戸数分にあつては調整平均水量を、それぞれ前項の算定の基礎となる水量とする。

第27条 削除

第29条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合の使用水量は、前年の同月の使用水量、直近の使用水量等を勘案し、管理者が認定することができる。

第29条第2項中「以上」を削り、「用途区分」を「用途の区分」に改める。

第31条第1項中「それぞれ次」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号」に改め、同項ただし書中「呼び径50」を「口径が40ミリメートル」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 使用日数が15日以内のとき 第26条第1項の表に掲げる専用給水装置の用途及びメーターの口径の区分に応じ、同表に掲げる基本料金の2分の1の額と同表に掲げる従量料金の額との合計額に1.1を乗じて得た額とし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (2) 使用日数が16日以上30日以内のとき 使用期間を1月とみなし、第26条第1項の規定により計算する。
- (3) 使用日数が31日以上45日以内のとき 第26条第1項の表に掲げる専用給水装置の用途及びメーターの口径の区分に応じ、同表に掲げる基本料金の2分の3の額と、使用期間を2月、かつ、使用水量を各月均等とみなして計算した同表に掲げる従量料金の額との合計額に、1.1を乗じて得た額とし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (4) 使用日数が46日以上60日以内のとき 使用期間を2月、かつ、使用水量を各月均等とみなし、第26条第1項の規定により計算する。

第34条の2第1項各号列記以外の部分中「私設消火せんを除く」を「私設消火栓を除く。次項において同じ」に、「呼び径」を「口径」に改め、同項第1号中「呼び径」を「口径」に、「25以下の家事用」を「25ミリメートル以下の一般生活用」に改め、同号の表中

25以下
40
50
75
100
150
200以上

を

25ミリメートル以下
40ミリメートル
50ミリメートル
75ミリメートル
100ミリメートル
150ミリメートル
200ミリメートル以上

に

改め、同項第2号中「呼び径」を「口径」に改め、同条第3項中「受水槽」を「受水槽」に、「給水用具」を「給水設備」に改める。

第37条第2項中「次条第2項」を「次条第2項ただし書」に改める。

第38条第1項中「第5条」を「第6条」に改め、同条第2項ただし書中「第16条の2第3項」を「第16条の2第3項ただし書」に改める。

付則第6項の前の見出し中「家事用」を「一般生活用」に改め、同項中「呼び径が25以下の家事用」を「口径が25ミリメートル以下の一般生活用」に改める。

付則第7項中「家事用」を「一般生活用」に、「呼び径が25」を「口径が25ミリメートル」に改める。

付則第9項中「給水用具」を「給水設備」に、「家事用」を「一般生活用」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第9条第1項、第37条第2項及び第38条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市水道条例第26条及び第31条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して給水を受けている者に係る水道料金であって、施行日以後初めてその額が確定するものについては、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

横浜市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第54号

横浜市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市学校給食費の管理に関する条例（平成22年12月横浜市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次条において」を「以下」に改める。

第5条を次のように改める。

（学校給食費の額）

第5条 学校給食費の額は、学校給食を受ける各幼児等の保護者等につき、小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部にあつては年額50,600円を、中学校及び義務教育学校の後期課程にあつては日額330円を、特別支援学校の幼稚部、中学部及び高等部にあつては年額62,700円をそれぞれ超えない範囲内において規則で定める額とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。